

# 「工場立地法」の概要と届出手続きについて

川口市経済部産業労働政策課

## 1 工場立地法とは

工場立地が環境の保全を図りつつ、適正に行われるよう定められたものです。

一定規模以上（敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上）の工場の敷地利用に関し、生産施設、緑地、環境施設の面積率（準則）が定められており、工場の新・増設等を行う際は市長へ事前に届出を行わなければなりません。

届出内容が準則に適合しない場合や、届出を怠った場合は、勧告や罰則を受ける場合があります。

### 対象となる工場（特定工場といいます）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱発電所は除く）

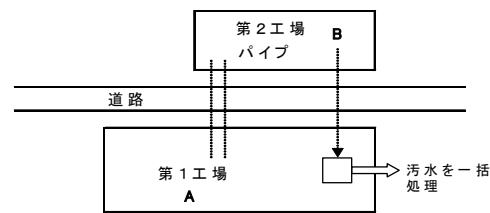
規模：敷地面積<sup>※(1)</sup>9,000㎡以上 又は 建築面積<sup>※(2)</sup>の合計3,000㎡以上

#### ※(1) 敷地の考え方

- 敷地は、工場等（工場、駐車場、資材置場等）の用に供する土地の全面積をいいます。自己所有地、借地等の別を問いません。
- 用途不明のまま予備として確保している敷地も含まれます。
- 敷地が道路等で分断されていても、一体として利用されているものは一つの敷地として扱います。

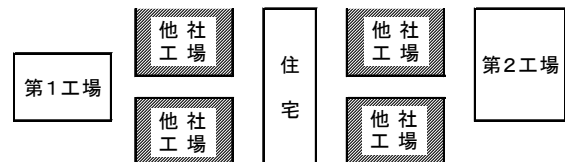
#### 例 1

第1工場と第2工場の上に道路を挟んでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合は、A及びBを一つの敷地とします。



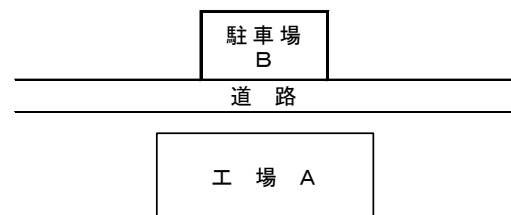
#### 例 2

第1工場と第2工場の上に他社工場がある場合は、一つの敷地としません。



#### 例 3

道路を挟んで従業員用の駐車場がある場合は、A及びBを一つの敷地とします。



- ・ 別法人等に土地を貸している場合は、敷地から除きます。
- ・ 社宅、寮、病院の敷地は除きます。
- ・ 都市計画法、他法令での敷地のとらえ方と異なる場合があります。

※(2) 建築面積の考え方

- ・ 工場敷地内にあるすべての建築物の水平投影面積をいいます。(延べ床面積ではありません。)
- ・ 測り方は建築基準法の規定と同じです。

特定工場に適用される準則

- ① 敷地面積に対する生産施設面積の割合（業種別に7段階に区分） 30～65%以下
- ② 敷地面積に対する緑地面積の割合 20%以上
- ③ 敷地面積に対する環境施設面積の割合（緑地を含む） 25%以上

- ※ 生産施設面積の割合は業種により異なります。詳しくは、経済産業省のHPでご確認ください。
- ※ 既存工場（昭和49年6月28日以前に設置された工場）に対しては、準則に特例が適用されます。
- ※ 川口市では独自に市の条例で準則を定めていませんので、国が定めた準則が適用されます。

生産施設、緑地、環境施設の考え方については、「届出の際に配慮していただく事項」を御参照ください。

**2 必要な届出**

<b>新設届</b> <small>(第6条第1項)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定工場を新設する場合</li> <li>○ 敷地面積若しくは建築面積が増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより特定工場となる場合</li> </ul>	<b>事前の届出</b>
<b>変更届</b> <small>(附則第3条第1項)</small> <small>(第7条第1項)</small> <small>(第8条第1項)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 既存工場（昭和49年6月28日以前に設置された工場）が、法施行後に初めて変更を行う場合</li> <li>○ 上記3項目の届出をした者がその後変更を行う場合</li> </ul> <p><b>【届出が必要な変更】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①敷地面積の増減</li> <li>②生産施設の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スクラップ&amp;ビルドも、届出が必要です。</li> <li>・ 建築物に変更がない場合でも、用途変更により生産施設面積が増える場合は届出が必要です。</li> </ul> </li> <li>③特定工場の一部譲り渡し</li> <li>④製造業種の変更</li> </ul>	

氏名等変更届 (第12条第1項)	○ 届出者の氏名、名称及び住所（本社所在地）を変更する場合 ・ 単なる社長の交代に伴う届出者の変更は届出を要しません。	事後の届出
承継届 (第13条第3項)	○ 譲受、借受、相続または合併により、特定工場全部を譲り受ける場合	
廃止届	○ 特定工場を廃止する場合	

### 3 届出期限

#### 新設届・変更届（事前の届出）

届出が受理されてから90日以上経過しないと（短縮申請が認められた場合は指定された工事着工日以降でない）工事を開始できません。

ただし、届出の内容が、法第9条の勧告の要件に該当しないと認められる場合は、その期間を30日間まで短縮することができます。

#### その他の届出（事後の届出）

届出事項に変更があったとき、遅滞なく。

### 4 提出部数

2部提出してください。

1部は、收受印を押印して返却します。

### 5 相談窓口・届出先

川口市経済部産業労働政策課産業創出係

TEL 048-258-1619 FAX 048-258-1190

※ まずはお電話にて、事前にご相談ください。

### 6 届出用紙

川口市経済部産業労働政策課のホームページからダウンロードできます。